

比企地区救急医療対策協議会 設置要綱

(趣旨)

第1 比企地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）は、圏域内救急医療体制の円滑な運営を図るため、関係機関との協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

(圏域)

第2 比企地区救急医療圏は、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の、県が定めた地域とする。

(業務)

第3 協議会は、次の事項を協議し、必要な連絡調整を行うものとする。

- (1) 初期救急医療体制の効率的な運営に関すること。
- (2) 第二次救急医療体制の整備及び運営に関すること。
- (3) その他救急医療に関すること。

(構成委員)

第4 協議会は、次に掲げる機関の代表者（以下「委員」という。）で構成する。ただし、必要に応じてその他の関係者を出席させることができる。

- (1) 比企医師会及び比企郡市歯科医師会
- (2) 第二次救急医療体制に参加する医療機関
- (3) 比企広域消防本部
- (4) 圏域内市町村及び保健所

2 委員の任期は1年とし、年度終了までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とし、各年度終了までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6 協議会の会議は、原則年1回とし、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会及び議事録は原則公開とする。
- 3 協議会を非公開とする場合は、協議会において決定し、その理由を明らかにすること。

(事務局)

第7 協議会の事務局は、埼玉県東松山保健所に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年 8月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。